

熊本地震被災者に対する 授業料減免申請について

対象者

本人又は本人の学資を主として負担している者が平成 28 年 4 月 14 日現在、熊本地震における災害救助法適用地域の各市町村に居住しており、以下のいずれかに該当する者。

- 1 罹災証明書の交付を受けられる者のうち、住居が**全壊**又は**半壊**の場合
- 2 主たる学資負担者が**死亡**又は**行方不明**の場合
- 3 地震の被害により**家計が急変**した場合

申請受付

必要書類を所属キャンパス窓口へ提出してください

提出期限：6月30日(木)まで

- 南大沢キャンパス学生課学生係 ■日野キャンパス学務課教務係 ■荒川キャンパス学務課教務係
- 晴海キャンパス法科大学院事務室 ■丸の内サテライトキャンパスビジネススクール事務室

提出書類

各キャンパス窓口で配布する「申請要項」をご確認下さい。

その他

審査の結果、減額又は免除になった場合は、既に納付されている平成 28 年度前期分授業料について、還付を行います。

学生サポートセンター学生課②窓口：授業料減免担当
TEL 042-677-2373